

公益財団法人愛知県スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ 登録審査委員会規程

第1章 総則

第1条 この規程は、公益財団法人愛知県スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第43条の規定に基づき、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関して必要な事項を定めるものとする。

第2章 目的及び事業

第2条 委員会は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ登録認証制度における登録審査を実施することを目的とする。

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を審議する。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会への総合型地域スポーツクラブの登録申請に係る審査
- (2) 総合型地域スポーツクラブの登録更新審査

第3章 組織

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成し、理事長が委嘱する。

- (1) 協会理事から選出された委員 1名以上
- (2) 愛知県スポーツ局から選任された委員 1名以上
- (3) 愛知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会から選出された委員 1名以上
- (4) 学識経験の委員 1名以上

第4章 役員等

第5条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

第6条 委員長は、理事長が協会理事から選出された委員の中から指名する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

第7条 委員長は、オブザーバーを定めることができる。

2 オブザーバーは、委員会に出席し、委員長及び委員から求められた場合には、意見を述べることができる。

3 オブザーバーは、委員会の議決権を有しない。

第5章 任期

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員任期はほかの役員任期の残任期間とする。

3 委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第6章 委員会

第9条 委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 委員会の議事は、出席した委員の合意により決議する。

第7章 規程の改廃等

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月22日から施行する。